

## 地域生活支援サービス利用契約書 (移動支援サービス)

(以下「利用者」という。)と揖斐川町社会福祉協議会 居宅介護事業所(以下「事業者」という。)は、利用者が事業者から提供される地域生活支援サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結します。

### (契約の目的)

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合支援するための法律に基づく地域生活支援事業における、移動支援サービスを利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業所が適切に提供する事を定めます。

### (契約の期間)

第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者等の介護給付費支給決定機関満了日までとします。

2 契約期間の満了1ヶ月前までに、利用者、事業者双方から意思表示がないときは契約期間の翌日から1年間更新されたものとみなし、以後この例によります。

### (居宅介護計画及び契約支給量)

第3条 事業者は、利用者の受給者証に記載された移動支援の支給量を踏まえた居宅介護計画に基づき、利用者にサービスの提供を行います。

2 居宅介護計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。

3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

### (サービスの内容)

第4条 事業者は、前条に定める移動支援計画及び本契約書に基づいて、利用者に移動支援サービスを提供します。

### (利用者負担額及び実費負担額)

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。サービスにかかる費用の額は事業者が市町村から代理して受領します。

2 事業者は、当月の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月25日又は27日(当該月の25日又は27日が土日、祝日の場合はその翌日)までに銀行振込で支払います。特別な理由がある場合は現金支払の方法も可能です。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

### (利用の中止、変更、追加)

第6条 利用者は、利用期日前において地域生活支援サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日5時までには事業者へ申し出るものとします。

2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。

(事業者の基本的義務)

第7条 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第8条

- (1) (安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- (3) (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- (4) (虐待の防止) 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、サービス従事者等に周知徹底を図ります。
- (5) (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (6) (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の営業時間内において、自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。
- (7) (業務継続計画) 事業者は、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続してサービス提供を受けられるように、業務継続計画を策定しその計画に従い必要な研修及び訓練を行います。

(賠償責任)

第9条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変・事故が生じた場合その他必要な場合は、市町村、利用者の家族に速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます

(契約の終了)

第11条

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第13条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

(利用者からの中途解約)

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の2週間前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第13条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域生活支援サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払われない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者がサービス実施地域外に転居した場合

(苦情解決)

第15条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第16条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼265番地43  
事業者名 社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会  
代表者氏名 会長 廣瀬喜彦 印

利用者 住所  
氏名 印

代理人(本人との関係 )  
住所  
氏名 印